

幼保連携型認定こども園に係る除外率の取扱いについて

1. 趣旨

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)により、学校(幼稚園)と児童福祉施設(保育所)の両方の業務を一体的に行う「幼保連携型認定こども園」が、同法に基づく単一の認可を受ける施設として位置付けられるとともに、日本標準産業分類上も、「学校教育」(中分類)の中に「幼保連携型認定こども園」(小分類)として明確に位置付けられる。
- 除外率制度においては、原則として日本標準産業分類の業種区分に基づき除外率設定業種を定めていることから、日本標準産業分類上「幼保連携型認定こども園」が明確に位置付けられることを踏まえ、除外率設定業種としての位置付けを整理する必要がある。

2. 見直しの内容

- 日本標準産業分類の業種区分を踏まえ、「幼保連携型認定こども園」を除外率設定業種として明確にする。
- その際、日本標準産業分類上、「幼保連携型認定こども園」(小分類)は、「幼稚園」(小分類)と同様に「学校教育」(中分類)の中に位置付けられることから、幼稚園と同じ「60%」の除外率を適用する。

(参考) 現行の認定こども園における実際の除外労働者の割合は79.2%であり、幼稚園における割合(80.8%)と同水準である。

3. 施行期日

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成27年4月1日予定)